

令和8年度京都府立学校の幼児、児童及び生徒の尿検査業務仕様書

時 期	業務種別等	内 容
契約期間		<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日までとし、学校からの検体の提出は6月30日までとする。
学校への通知		<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙「令和8年度京都府立学校の幼児、児童及び生徒の尿検査実施要領」(以下「実施要領」という。)のとおり。 ・ 実施要領に記載のない事項で、補足等注意を要する場合は、別途、学校へ連絡を行うものとする。
基本		<ul style="list-style-type: none"> ・ 採尿容器等の送付、検体の回収を当初の日程調整及び学校の指示どおりに実施できない場合は、学校の教育活動に重大な影響を与えることから、契約解除の事由となり得るので注意すること。 ・ 窓口となる担当者を学校に明らかにするとともに、学校から連絡、問合せ等がある際には当日中に連絡をする等、速やかに対応すること。
事前	提出書類等の依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査機関の代表者名で依頼すること。 ・ 検査機関への提出書類が必要な場合は、書類等を明示するとともに記入例を添付すること。
	名簿提出依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日以降に検査機関の代表者名で依頼すること。 ・ 個人情報保護に関する確認書を添付すること。 ・ 学校から提供する名簿にない内容(ふりがな等)を求める場合は、学校に必要性等を説明し了解を得ること。 ・ 依頼する際に返却時期を明らかにするとともに、該当業務終了後速やかに返却すること。
	日程調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月30日までに二次検査の回収を完了し、7月20日までに必要書類を学校に提出できるよう調整すること。 (「採尿日」、「検体引渡し時間」、「検査結果の提出予定日」等) ・ なお、日程調整にあたっては、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下、「休業日等」という。)を指定の日時とすることはできない。 ・ 学校の諸行事等に影響を与えないよう日程調整すること。
事前	容器等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務における主な容器等の名称は次のとおりとすること。 <ul style="list-style-type: none"> 採尿コップ …採尿する容器 検体用容器 …スポット状の個人ごとの提出用容器 検体用袋 …検体用容器を入れる一人用の袋 提出用袋 …クラス単位等で検体用容器を入れる袋、箱等 氏名ラベル …検体用容器又は検体用袋に貼付するラベル ・ 上記の採尿コップ等は採尿日の7日前(休業日等を除く。)までに過不足の補正を含めて学校への送付を完了すること。ただし、二次検査について、学校から指示がある場合は指示された数量を送付すること。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 必要な数量 <ul style="list-style-type: none"> 高等学校・附属中学校 生徒数+クラス数×5 特別支援学校 児童生徒数が50名未満の場合は児童生徒数+5 児童生徒数が50名以上の場合は児童生徒数の1割増 ・ 採尿コップの大きさは100ml～150ml程度のものとすること。 ・ 氏名ラベルは3cm×4.5cm程度とし、学校名、学年、組、番号及び氏名が記入できる欄を設けること。ただし、受託業者において事前に氏名等を印刷した氏名ラベルを使用する場合は2cm×3cm程度とする。 ・ 氏名ラベルは貼付しやすいようにシールラベルを使用すること。 ・ 一次検査、二次検査、未提出がわかるような色分け等の区分は原則行わないこと。ただし、学校の指示に基づく場合はこの限りでない。

回収	回収時間	<ul style="list-style-type: none"> 採尿した当日(採尿後5時間以内が望ましい)に検査完了できるよう、日程調整時に各学校と回収時間を調整の上回収することとし、回収時間を厳守すること。
	回収方法	<ul style="list-style-type: none"> 回収に当たっては、速やかに各学校と検体数を相互確認すること。 回収に当たっては、保冷車又は保冷庫(クーラーボックス等を含む)を使用すること。 学校が児童生徒から集めた状態で回収すること。
	回収回数	<ul style="list-style-type: none"> 1校当たりの回収回数は概ね6回以内とする。ただし、分校及び学舎並びに定時制課程及び通信制課程における回収回数は、学校と協議しその指示に従うこと。
検査	方法	<ul style="list-style-type: none"> 検査は、実施要領6(3)の一次検査及び二次検査により実施すること。 検査の仕組み上、上記検査のみの実施とすることができない場合は、検査料金に影響が出ない範囲で、検査項目の追加等を可とする。
検査結果通知	共通	<ul style="list-style-type: none"> 検査結果の報告回数は、一次検査期間終了後に中間報告を1回、二次検査期間終了後に最終報告を1回行うものとする。 各検査期間終了後、結果を取りまとめて別紙「検尿成績表」に次のとおり記入し、14日以内(原則14日以内とするが、詳細は学校と打ち合わせすること)に学校に提出すること。 ただし、蛋白(3+)又は肉眼的血尿で緊急受診を要する場合は、検体回収後14日以内に限らず、速やかに学校へ提出すること。 提出は厳封封筒の持参又は郵送によること。 他校の児童生徒の結果が混入しないように提出前に厳重にチェックすること。
	一次検査結果	<ul style="list-style-type: none"> 記入方法:蛋白、潜血、糖とも(-)、(±)、(+)又は異常の場合のいずれも記入すること。 学年、組、番号、氏名、検査結果を記載した二次検査対象者、未提出者を一覧にして検査終了ごとに提出すること。 二次検査の容器等と合わせて学校に提出・送付すること。
	二次検査結果	<ul style="list-style-type: none"> 記入方法:蛋白、糖とも(-)、(±)、(+)又は異常の場合のいずれも記入すること。 沈査 実施要領の【判定基準等】の3のとおり記入する他、異常のない項目は(-)を記入すること。 正常値をまとめた表を添付すること。 学年、組、氏名、一次検査結果、二次検査結果、正常値が記載された児童生徒別の個票を添付すること。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 二次検査終了後、速やかに一次検査及び二次検査の結果を「検尿成績表」に記載するとともに、一次検査及び二次検査集計結果を「検尿集計表」にまとめ、併せて学校に提出すること。 一次検査において、腎疾患がある児童生徒について「異常なし」の結果が出た場合など、学校から依頼がある場合は、直ちに該当児童生徒について再検査を行うこと。
保健体育課への報告等		<ul style="list-style-type: none"> 別に定める方法により令和9年3月31日までに保健体育課宛て業務完了報告及び請求を行う。